

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	クルーズ船の乗客に麻薬や金の密輸を試みる者がいた場合、その者らを摘発することが困難になる。	違法行為に対しては平素から関係省庁と連携し対応しております。引き続き、制度の適切な運用に努めてまいります。
2	改正前省令別記第六号の七様式での「又は、日本への上陸を拒否されたこと」との記載から改正後省令別記第十七号の二様式では「又は日本への上陸を拒否されたこと」との記載に変更されているが、「、」の有無による意味の違いはあるのか。	体裁を整えたものに過ぎず、意味の違いはありません。
3	船舶観光上陸許可申請書について、指定旅客船の船長又は運送業者は、本改正で確認することとする事項に加え、指定旅客船を使用しての短期観光目的であることも、確認事項とすべきである。また、「5 指定旅客船の名称」について、名称に加え、船籍及びIMOの船舶識別番号も記載させるべきである。さらに、乗客の連絡先等も記載させるべきである。	いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。
4	外国人が運送業者等と共謀して不正に上陸することなども考えられるため、外国人に対する上陸手続の簡易化をにすべきではなく、厳格化をするべきではないか。	本改正は、厳格な入国管理を維持した上、船舶観光上陸の申請手続を合理化するものです。